

○枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例

平成5年12月22日
条例第30号

枚方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年枚方市条例第9号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 責務(第3条—第7条)
- 第3章 一般廃棄物の減量等(第8条—第13条)
- 第4章 一般廃棄物の適正処理(第14条—第20条の2)
- 第5章 清潔の保持(第21条・第22条)
- 第6章 手数料(第23条・第24条)
- 第7章 雑則(第25条—第27条)
- 第8章 罰則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、一般廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、並びに資源を節約し、循環して利用する都市の形成を目指し、もって現在及び未来における市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の例による。

(平16条例21・一部改正)

第2章 責務

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における一般廃棄物の状況を把握し、あらゆる施策を通じて、一般廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市民並びに事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴う一般廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより一般廃棄物の減量を行うとともに、自らの責任において環境上支障が生じないうちに一般廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自己評価し、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等を図り、又は生活の中で発生した一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(市民の参加及び協力)

第6条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(平25条例69・一部改正)

(相互協力)

第7条 市、事業者及び市民は、一般廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、連携しなければならない。

(平25条例69・一部改正)

第3章 一般廃棄物の減量等

(平25条例69・改称)

(市が行う減量)

第8条 市は、物品の調達に当たっては、再生品の利用に努めるとともに、一般廃棄物の再生利用のための中間処理施設等を設置すること等により、一般廃棄物の減量を積極的に進めなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(事業者が行う減量)

第9条 事業者は、一般廃棄物の発生を抑制するとともに、分別の徹底を図って再使用及び再生利用を促進すること等により、一般廃棄物を減量しなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(適正包装等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、一般廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再使用及び再生利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(保管場所の設置)

第11条 事業用建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に再使用及び再生利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる一般廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

3 事業用建築物を建設しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に再生利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(市民が行う減量)

第12条 市民は、再使用及び再生利用が可能な物の分別を行うとともに、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際しては、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、一般廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(再生利用等促進物)

第13条 市長は、特に再生利用又は再使用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指定し、その再生利用又は再使用について事業者及び市民の協力を求めることができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

(平16条例21・一部改正)

第4章 一般廃棄物の適正処理

(平25条例69・改称)

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を策定するに当たっては、枚方市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 [前2項](#)の規定は、一般廃棄物処理計画の変更について準用する。

(平6条例18・全改)

(一般廃棄物の処理)

第15条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、市の区域内における一般廃棄物を生活の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分(再使用又は再生利用に供することを含む。[次項](#)において同じ。))しなければならない。

2 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管すること等により、

市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の排出に際して、産業廃棄物を混入してはならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際して、産業廃棄物を混入してはならない。

(平16条例21・一部改正)

(技術管理者の資格)

第15条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項各号に掲げるものとする。

(平24条例15・追加)

(多量の一般廃棄物)

第16条 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他の必要な事項を指示することができる。

(事業者の自家処理の基準)

第17条 事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(勧告)

第17条の2 市長は、[第16条](#)の規定による指示に従わない者又は[前条](#)の規定に違反した者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平24条例41・追加)

(公表)

第17条の3 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた者が当該期限を過ぎても当該改善その他必要な措置を講じなかったときは、当該事実に関してその者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による公表を行うときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(平24条例41・追加)

(特定管理一般廃棄物)

第18条 市長は、特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物のうち、感染性、爆発性、引火性、反応性、腐食性又は毒性により人の健康又は生活環境に被害を生じさせるおそれがあるものを特定管理一般廃棄物に指定することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

(適正処理困難物)

第19条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定する一般廃棄物以外の一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして、その適正な処理が困難であると認められるものを適正処理困難物に指定することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該適正処理困難物について、適正な処理方法に関する情報を提供すること及び自ら回収し、又はその処理費用を負担することを求めることができる。

(平12条例43・一部改正)

(排出規制)

第20条 占有者は、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物、特定管理一般廃棄物及び適正処理困難物

(2) 有害性、危険性又は引火性のある物

(3) 著しく悪臭を発する物

(4) [前3号](#)に掲げる物のほか、一般廃棄物の処理を困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障を来すおそれがある物

2 占有者は、[前項各号](#)に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第20条の2 市長及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定める排出場所に市が収集する次に掲げる一般廃棄物として排出されたものを、収集し、又は運搬してはならない。

(1) [別表第1](#)備考7に規定する大型ごみ及び粗ごみ

(2) 紙類、缶、びん及びガラス

2 市長は、[前項](#)の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(平24条例41・追加、平31条例12・一部改正)

第5章 清潔の保持

(清潔の保持)

第21条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに一般廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設けること等により適正に管理しなければならない。

2 [前項](#)に規定する者は、その空き地に一般廃棄物が捨てられたときは、その一般廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

(平25条例69・一部改正)

(空き缶等の散乱防止)

第22条 市長は、空き缶等の散乱を防止するため、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、空き缶等の回収を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

第6章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第23条 市長は、[第15条第1項](#)に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、[別表第1](#)に掲げる手数料を徴収する。

2 既納の[前項](#)の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、[第1項](#)の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 市長は、正当な理由なしに[第1項](#)の手数料を納付しない者があるときは、当該手数料が納付されるまでの間、その者に対する一般廃棄物の収集、運搬又は処分を停止することができる。

(平25条例69・一部改正)

(許可申請手数料)

第24条 [別表第2](#)の中欄に掲げる者は、それぞれ[同表](#)の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 [前項](#)の手数料は、申請の際、現金で納付しなければならない。

3 既納の[第1項](#)の手数料は、還付しない。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

第7章 雑則

(報告の徴収)

第25条 市長は、法第18条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要があると認める者に対し、これらの者が発生させ、保管し、再使用若しくは再生利用をし、排出し、又は処理する一般廃棄物の種類、数量、適正処理の方法等に関して報告を求めることができる。

(平16条例21・平25条例69・一部改正)

(立入検査)

第26条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要があると認める者の事務所、事業場等のある土地又は建物に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 [前項](#)の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平25条例69・一部改正)

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例41・全改)

第8章 罰則

(平24条例41・章名追加)

第28条 [第20条の2第2項](#)の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(平24条例41・全改)

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成6年規則第5号で、同6年10月1日から施行〕

2 改正後の[別表](#)の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった引っ越し、集団引っ越し又は家庭生活に係るごみ等の収集、運搬及び処分に関するもの並びに同日以後にされた事業活動に係るごみ等の収集、運搬及び処分並びに市長の指定場所への搬入に係るごみ等の処分に係るものについて適用し、同日前に申込みのあった引っ越し、集団引っ越し又は家庭生活に係るごみ等の収集、運搬及び処分に関するもの並びに同日前にされた事業活動に係るごみ等の収集、運搬及び処分並びに市長の指定場所への搬入に係るごみ等の処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則〔平成6年9月19日条例第18号抄〕
(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則〔平成9年6月19日条例第10号抄〕
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則〔平成12年12月18日条例第43号〕
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成13年10月1日条例第31号〕

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申込みがあった一般廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、施行日前に申込みがあった一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成17年3月31日までの間における許可を受けた者が持ち込んだごみ等についての持込みごみ処理手数料に係る改正後の別表の規定の適用については、同表ごみ等の項中「60」とあるのは「50」とする。

附 則〔平成15年12月10日条例第36号〕

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に、行ったし尿の定期の収集、運搬及び処分、申込みがあったし尿の臨時の収集、運搬及び処分並びに搬入された汚泥及びし尿の処分について適用し、施行日前に、行ったし尿の定期の収集、運搬及び処分、申込みがあったし尿(定期のものを除く。)の収集、運搬及び処分並びに搬入された汚泥の処分については、なお従前の例による。

附 則〔平成16年6月7日条例第21号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年3月9日条例第15号〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年9月13日条例第41号〕

この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第20条」を「第20条の2」に改める部分に限る。)、第4章中第20条の次に1条を加える改正規定及び別表備考3の改正規定以外の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年6月11日条例第15号〕

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から平成27年12月31日までの間における改正後の別表の規定の適用については、同表ごみ等の項中「90」とあるのは、「75」とする。

附 則〔平成25年12月9日条例第69号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枚方市証紙条例の一部改正)

- 2 枚方市証紙条例(平成13年枚方市条例第30号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成31年3月12日条例第12号〕

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

別表第1(第23条関係)

(平13条例31・平15条例36・平24条例41・平25条例15・一部改正、平25条例69・旧別表・一部改正)

種類	名称	取扱区分	単位	金額
し尿及び汚泥	普通手数料	500リットル未満の便槽を有する家庭から生じたし尿の定期の収集、運搬及び処分	1世帯1月	400円
	大口手数料	500リットル以上の便槽を有する家庭から生じたし尿の定期の収集、運搬及び処分	100リットル	300
	臨時手数料	家庭から生じたし尿の臨時の収集、運搬及び処分	100リットル	300

	浄化槽汚泥等処理手数料		許可を受けた者により市長が指定する場所に搬入された汚泥及びし尿の処分		1.8キロリットル	1,000
動物の死体	動物処理手数料		動物の死体の収集及び運搬		1体	1,200
ごみ等	大型ごみ処理手数料		家庭生活に伴って生じた大型ごみの収集、運搬及び処分		1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額
	臨時ごみ処理手数料	基本手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみの臨時処理		申込み1回	1,200
		区分手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみのうち、大型ごみ処理手数料及び持込みごみ処理手数料が適用されるもの以外のものの収集、運搬及び処分	粗ごみ	5点	300
				大型ごみ	1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額
		持込みごみ処理手数料	市長が指定する場所に搬入したごみ等の処分	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみで、自らが持ち込んだもの	粗ごみ	5点
	大型ごみ				1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額
				許可を受けた者が持ち込んだごみ等	10キログラム	90

備考

- 1 世帯及び数量の認定は、市長が別に定めるところによる。
- 2 この表における手数料の算定において、100リットル、1.8キロリットル、5点及び10キログラムに満たない数量は、それぞれ100リットル、1.8キロリットル、5点及び10キログラムとみなす。
- 3 この表における「汚泥」とは、単独浄化槽、合併浄化槽及びディスポーザ排水処理システムから生じた汚泥並びに建築物の排水槽のし尿を含む汚泥をいう。
- 4 この表のし尿及び汚泥の項中「許可を受けた者」とは、法第7条第1項の許可と浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を併せて受けた者をいう。
- 5 この表における持込みごみ処理手数料の算定において、その全額が100円に満たないときはこれを100円とし、100円を超える額について100円未満の端数があるときは当該端数の額を切り上げる。
- 6 この表において「ごみ等」とは、一般廃棄物のうち、し尿、汚泥及び動物の死体以外のものをいう。
- 7 この表において「大型ごみ」とは、ごみ等のうち家具類その他市長が規則で定めるものを、「粗ごみ」とは、ごみ等のうち大型ごみに該当しないもので、かつ、市長が別に定めるもの以外のものをいう。
- 8 大型ごみ及び粗ごみの排出方法は、市長が別に定めるところによる。
- 9 この表における大型ごみ処理手数料は、次のいずれにも該当する場合について適用する。
 - (1) 1回に排出する大型ごみの点数が6点以内であるとき。
 - (2) 1月における大型ごみの排出が1回を超えていないとき。
- 10 この表における臨時ごみ処理手数料のうち粗ごみに係る手数料は、1月につき1回を超え、又は1回につき6点を超えて粗ごみを排出する場合について適用する。
- 11 この表のごみ等の項中「許可を受けた者」とは、法第7条第1項の許可を受けた者のうち、浄化槽法第35条第1項の許可を併せて受けていない者をいう。

別表第2(第24条関係)

(平25条例69・追加)

項	区分	金額
1	法第7条第1項の許可を受けようとする者	10,000円

2	法第7条第2項の更新を受けようとする者		10,000
3	法第7条第6項の許可を受けようとする者		10,000
4	法第7条第7項の更新を受けようとする者		10,000
5	法第7条の2第1項の範囲の変更の許可を受けようとする者	1の項の許可に係るもの	10,000
		3の項の許可に係るもの	10,000
6	法第8条第1項の許可を受けようとする者	法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの	130,000
		その他	110,000
7	法第8条の2の2第1項(法第9条の2の3第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた者とみなして適用する場合を含む。)の検査を受けようとする者		33,000
8	法第9条第1項の変更の許可を受けようとする者	法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000
		その他	100,000
9	法第9条第5項の確認を受けようとする者		40,000
10	法第9条の2の3第2項の確認を受けようとする者		40,000
11	法第9条の2の4第1項の認定を受けようとする者		33,000
12	法第9条の2の4第2項の更新を受けようとする者		20,000
13	法第9条の5第1項の許可を受けようとする者		94,000
14	法第9条の6第1項の認可を受けようとする者		94,000
15	浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者		10,000
16	1の項から5の項まで及び前項の許可又は更新に係る許可証の再交付を受けようとする者		5,000

備考 金額は、申請1件当たりの額とする。